

令和元年 7 月 19 日	
所 属	職 員 課
所属長	竹原 努
電 話	06-4950-5660

## 尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部体罰事案及び関係教員等の懲戒処分等について

尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部（以下、「バレー部」という。）における体罰事案については、令和元年5月21日に報告書の公表を行ったが、調査が完了したため、関係教員等の懲戒処分等を次のとおり行った。

### 1 調査より確認できた体罰等について（主なもの）

#### (1) A講師（7件の体罰）

- ・右手で左頬をバチンと10回程度叩いた。
- ・差別「サイコパスか」発言をした。
- ・怪我をさせた。（脳震盪・顔面打撲・左鼓膜裂傷）
- ・生徒が脳震盪を起こした可能性が高いことを把握しながら、救急車を呼んだり、医療機関の受診をさせなかった。
- ・首をつかんで投げた。
- ・平手打ちした。
- ・胸ぐらをつかんだ。
- ・頭を叩いた。
- ・ボールを押し当てた。

#### (2) B教諭

- ・生徒が脳震盪を起こした可能性が高いことを把握しながら、救急車を呼んだり、医療機関の受診をさせなかった。
- ・髪の毛を掴んだ。

#### (3) 校長

- ・事実とは異なる内容で市教育委員会へ報告した。
- ・重大な体罰事案が複数発生するなど校長として職員の監督が不十分であった。

#### (4) C教頭

- ・生徒が意識を失ったこと及び生徒の怪我のことを知り得る状況にあったが、市教育委員会への報告書にはその事実を記載しなかった。

### 2 教員の懲戒処分について

#### (1) 対象教員及び懲戒処分内容

##### ア A講師

停職73日（停職6月相当。任用期間が令和元年9月30日までであるため、処分翌日の7月20日から9月30日までの73日間となる。）（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

イ B教諭

減給3月（給料の月額額の10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

ウ 校長

減給1月（給料の月額額の10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

エ C教頭

減給1月（給料の月額額の10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

(2) 懲戒処分の概要

ア A講師

平成31年4月29日午前11時ごろ、校内北館4階体育館でバレー部の練習中、生徒が1年生にプレーの指導をしていたところ、他の生徒がスパイクしたルーズボールがネット付近にまで転がってきたため、A講師がボールをきちんと拾うよう生徒に指示した。生徒は後輩の指導に集中しており、ボールに気づかなかつたことを主張し、A講師は当該指示のやりとりの中で生徒が示した態度に腹を立て、コート周囲を移動しながら10回以上平手打ちをした。その後、再度指導しようとした時生徒は崩れ落ち、意識を失った。なおその間、A講師は生徒に向かって、「サイコパスか」と人格を否定する発言をした。A講師は生徒が脳震盪を起こした可能性が高いことを把握しながら、救急車を呼んだり、医療機関の受診をさせなかった。また、A講師は過去2年間で合計6件の体罰を行い体罰は常態化していた。

イ B教諭

平成31年4月29日の体罰事案発生後、体罰が行われた北館4階体育館に着いた際に、A講師による体罰を把握し、かつ、そのことにより生徒が脳震盪を起こした可能性が高いことを把握しながら、救急車を呼んだり、医療機関の受診をさせなかった。また、事案発生後、「体罰があったこと」、生徒が「意識を失ったこと」及び「怪我をしたこと」を把握していたにも関わらず、5月7日に学校管理職からの聴き取りがあるまで、「体罰があったこと」を報告しなかった。なおかつ、学校管理職からの体罰に関する聴き取りがあったにも関わらず、B教諭は、学校管理職に対し「体罰があったこと」を報告するのみで、生徒が「意識を失ったこと」及び「怪我をしたこと」について自ら報告しなかった。また、B教諭は髪をつかむ体罰を行っていた。

ウ 校長

平成31年4月29日のバレー部の体罰事案、平成31年4月24日の野外教室での体罰事案、また、野球部顧問による重大な体罰事案が複数発生するなど校長として職員の監督が不十分であった。また、バレー部の体罰事案の発覚後の対応が不適切であった。さらに、当該事案について、事実とは異なる内容で市教育委員会へ報告した。

エ C教頭

平成31年4月29日のバレー部の体罰事案の発覚後、A講師及びB教諭からの報告により、「体罰があったこと」、被害生徒が「意識を失ったこと」及び「怪我をしたこと」を把握していたにも関わらず、校長に対して、「体罰があったこと」のみを記載したメモを自ら作成し報告した。

(3) 懲戒処分日

令和元年7月19日（金）

3 教育委員会事務局職員に対する措置について

(1) 対象職員及び措置内容

教育次長（指導担当）	教育長口頭厳重注意
学校教育部長	教育長口頭厳重注意
学校教育部次長	教育長口頭厳重注意
幼稚園・高校企画推進担当課長	教育長口頭厳重注意

(2) 措置の概要

男子バレーボール部の体罰事案に係る初期の調査において、教育委員会として、学校管理職からの聴き取りは行ったが、被害生徒やその保護者からの聴き取りは行わなかった。このことが、5月9日に教育委員会が行った誤った報道発表の一因となった。

(3) 措置日

令和元年7月19日（金）

以 上